

平成 29 年 第 6 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 29 年第 6 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、平成 29 年 6 月 14 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 29 年 6 月 定例会 (第 6 回)

第 3 回継続会

本会議 会議録

平成 29 年 6 月 14 日

水 卷 町 議 会

平成 29 年 第 6 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

平成 29 年 6 月 14 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 29 年第 6 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 議案第 26 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 26 号 えぶり小学校トイレ改造工事の請負契約の締結についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 26 号 えぶり小学校トイレ改造工事の請負契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 2 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 2、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1 番、未来の会。津田議員。

12 番（津田敏文）

未来の会、津田敏文であります。次のとおり通告します。

伊左座 1 丁目・2 丁目の境界に有る点滅信号を 3 灯式の正規の信号設置について。

この信号機の設置場所で過去 2 人の方が交通事故で尊い命を奪われました。もし正規の 3 灯式の信号機が設置されていたら命をなくすことはなかったと思います。

古賀議員は議員になる前から、この点滅信号を 3 灯式の正規の信号の設置を担当課である建設課長及び土木係長に申し入れしてきました。建設課もそれに応じてくれて、警察署の交通課と交渉していただき現地調査までしていただきましたが、「信号から 5 メートル以内に個人の家の車庫の出入口があるから警察は 3 灯式の正規の信号はできない。」ということでした。

今年になって 2 件の重大事故が発生しました。2 件の事故とも、それぞれの事故で車は原形をとどめることなく廃車になりました。（それぞれの事故で 1 台ずつ）

古賀議員は 2 件の事故の写真撮影をしています。2 件とも死者が出なかったのが、不思議なくらいです。

5 月 26 日に起きた事故は、建設課長以下、担当の職員に現地を見ていただきました。

3 人目の死者や事故が再び起きないため、3 灯式の正規の信号の設置を強く求めます。町長の

お考えをお尋ねします。

2. 住民、誰でも利用できる風呂付きの住民憩いの家設置について。

古賀議員が5月に訪れた5町村には町民や町外の人ができる立派な住民憩いの家の施設がありました。

特に老人の人が楽しく食事をしながら、くつろいでいる姿を見たら嬉しくなりました。

水巻町も、こういう施設が必要だと思います。(遠賀郡で施設がないのは水巻町だけです。) 町長は、どのようにお考えですか。

続いて、3. 吉田団地の建て替え中止について。

古賀議員は、5月18日・19日にかけて宮城県七ヶ浜町で開催された全国コンパクトタウン(面積15平方キロメートル以下)会議への参加を機会に日頃インターネットのホームページで良い政治を行なっている自治体を訪ねたいと思っていたので、長野県下条村・福島県矢祭町・福島県鮫川村・宮城県七ヶ浜町・岩手県西和賀町を訪問してきました。自分の車で高速道をほとんど使わず、一般道を走行したので、いろいろなことを学ぶことができました。

多くの市・町で公営住宅の空き部屋を見ることができました。水巻町も公営とUR・民間の空き家の合計は約700戸あると思われます。URの梅ノ木団地は空き部屋が多いから、1~5棟に住んでいる住民に対し、他の棟の空き部屋に移動していただくように、URの事務所は説得しています。

吉田団地を建て替える前にURの梅ノ木団地、町内の空き家、県営住宅、町営住宅などに住み替えをすすめるお考えはありませんか。

4. 地元の農産物利用の6次産業について。

福岡県の6次産業化は1次(生産)×2次(製造・加工)×3次(流通・販売)の6次で、農林漁業者が主体となって自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取り組みや新しい販売ルートで、直接消費者に販売するなどによる新たな販路を開拓していく取り組みです。

農商工連携は1次(生産)+2次(製造・加工)+3次(流通・販売)で6次ですが、1次産業者と中小企業者が連携して経営の利益・所得向上を目指す取り組みです。

以前、チャレンジショップが夢工房(頃末北)にありました。明日に向かって、自分が創った商品を世の中がどのように評価してもらえるのか、チャレンジする。試行錯誤して商品を創り、自信がついて、本格的に取り組んでいく場所がありました。この6次産業も地元の農産物を利用して商品化するには、どうしても製造所や加工所が必要です。ケーキ、クッキー、餅、弁当、おにぎり、調理パン、ピザ、キムチ、たくあん、ぬか漬け、ジャム、黒にんにく等の製造や加工について。

(1) 保健所の食品営業許可や届出が必要なのはどれですか。

(2) 専用の施設は住居部分と完全に区画された専用製造施設がすべて必要ですか。製造規模が少なければ家庭の台所で製造できますか。

容器包装に入れられた加工食品には必ず正しい表示が必要です。

また、食品衛生責任者の設置も必要です。(栄養士、調理師、製造衛生士等の資格があれば免除)等、いろいろな規制や解らないところがある中で、町民や農家が水巻の6次産業に繋がる商品創りができる小規模の製造所や加工所ができないでしょうか。自分で考え創った商品が、

消費者に評価され、いいねと納得して購入してもらおう。このことが創った人の最高の喜びです。ぜひ新しい取り組みをお考えいただきたいと思いますが、町はどのように考えられていますか。

5. 4月から変わる年金、医療、介護、雇用、子育ての負担について。

平成29年4月から公的年金、医療、介護、子育てなどで保険料の値上げや給付の引き下げが実施されます。雇用保険料の軽減や幼児教育無料化の拡大など、現役世代には恩恵も一部ありますが、高齢者を中心に軒並み負担増が相次ぐと新聞紙面に載っていました。

年金は

- ・年金支給額は物価の下落に合わせて、0.1パーセント下がる。
- ・国民年金保険料は230円増の月1万6千490円にする。
- ・中小企業でも労使合意があれば、厚生年金の加入対象を拡大する。

医療は

- ・75歳以上が加入する後期高齢者医療制度で低所得者などの保険料特例軽減の縮小が始まる。

介護は

- ・介護保険料も値上がりします。6月ごろに市町村から新しい保険料額を知らせる通知が届きます。
- ・24時間対応のサービスが月々定額の利用金額で導入されます。

雇用は

- ・雇用保険を賃金の0.8パーセントから0.6パーセントにする。
- ・一定の条件を満たした場合、介護職員や保育料の給料を引き上げる。

子育ては

- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当を0.1パーセント引き下げる。
- ・住民税非課税世帯は2人目以降で幼稚園や保育園の保育料を無料にする。

4月から私たちの暮らしに直結する制度が変わります。国は厳しい財政状況を反映して、社会保障分野の負担増が相次ぎます。一方でサラリーマン世帯や子育て世帯の一部には、負担減の恩恵があります。公的年金の保険料は2004年から毎年引き上がることが決まっているので、2017年度がその最終年度です。9月には厚生年金保険料も増えます。

4月から高齢者に年金減額、後期高齢者医療の増加等の負担の社会保障です。町民は、暮らしに必要な制度が変わりますが、担当課ではどのように町民に周知し、遂行してまいりますか、お尋ねします。

以上、お答え願います。

議 長（白石雄二）

町長。答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、伊左座一丁目・二丁目の境界に有る点滅信号を3灯式の正規の信号設置について、のご質問にお答えします。

ご質問にあります交差点は、伊左座一丁目・二丁目のみずほ区内にある、町道伊左座・吉田

線と立屋敷・伊左座線が交差する場所にあり、現在、この交差点には1灯式信号機が設置されています。

この交差点では、以前から事故が多発しており、平成25年5月22日には死亡事故が発生いたしました。

そこで、本町から折尾警察署へ要望し、県警本部から現場確認に来ていただきましたが、定周期式の交差点信号機を設置するには条件を満たしておらず設置は困難であるとのことでした。

そこで、町では、路面のカラー塗装や注意を促す大型看板、路面標示、夜間発光するセーフティーブライト、道路照明などを設置するとともに、折尾警察署とさらに協議を行ない、自動車を減速させるためにセンターラインを抹消し、車道幅員を狭め、自転車通行帯を整備するなどの安全対策を実施いたしました。

その結果、対策前と比較して事故件数は減少していますが、引き続き、折尾警察署と協議を行ない、交通事故が発生しないよう安全対策に努めてまいります。

次に、住民、誰でも利用できる風呂付きの住民憩いの家設置について、のご質問にお答えします。

私が5月に訪れた5町村には町民や町外の方が利用できる立派な住民憩いの家の施設がありました。水巻町もこういう施設が必要だと思います。町長はどのようにお考えですか、とのお尋ねですが、本町ではえぶり山荘の閉館に伴う入浴サービスの代替事業として、今年4月から芦屋マリントラスの入浴利用料助成事業を開始いたしました。

これは、えぶり山荘を利用していた方の多くが、入浴を目的として施設利用されていたことから開始したもので、事業開始後2か月で延べ576の方が、マリントラス芦屋を利用されています。利用傾向として、これまで、えぶり山荘を利用していなかった多くの高齢者の方にもサービスを利用していただいております、全体的には高齢者福祉サービスの公平性が向上しているのではないかと推察しております。

ただ、ご指摘のとおり、高齢者が食事などをしながらくつろげる場所を確保することは、本町の高齢者福祉施策の推進、地域包括ケアシステムの構築に向けて必要であることは十分に認識しておりますので、それぞれのお住まいのできるだけ近い場所に憩いの場所を確保できるよう、今年度開始した「生活支援体制整備事業」の取り組みを積極的に進めていく所存です。

なお、現在策定を進めている「第8期高齢者福祉計画」のための住民アンケート調査によりますと、今後必要と思うサービスとして多く回答が寄せられたのが「宅配」「買い物代行」「弁当宅配」等であり、外出を伴う家事や食の確保などに大きな関心が寄せられていることが分かりました。

このアンケート結果を踏まえ、今後とも、日常生活を支えるための各種サービスの充実や、地域での憩いの場所の確保など、住民のニーズを踏まえた高齢者福祉サービスの提供に努めていきたいと考えます。

次に、吉田団地の建て替え中止について、のご質問にお答えします。

ご質問につきましては、過去数回に渡り同様のご質問をいただいておりますが、改めて現段階における町の考え方をお答えいたします。

まず、吉田団地の現状についてですが、現在の管理戸数は中層5階建て住宅が176戸、低層

の2階建て住宅が622戸で、全体で798戸の管理を行なっております。

このうち、本年4月1日現在の入居状況は中層5階建て住宅が139戸、低層2階建て住宅が297戸となっており、合計しますと入居戸数は436戸で入居率は55パーセントとなりますので、空き家の戸数は全体で362戸で45パーセントの比率となっております。

一方、町内の公的賃貸住宅等の空き状況ですが、高松・鯉口などの町営住宅、おかの台など県営住宅、UR梅ノ木団地及び旧雇用促進住宅の古賀団地を加えますと空き戸数は約600戸にのぼります。

また、民間アパートなどの住宅に関しましては空き家の状況は把握しておりませんが、実質的には相当数の空き家が存在するものと思われまますので、吉田団地の現入居世帯のすべてが、これらの住宅の空き家に住み替えていただければ、議員がおっしゃるように建て替えの必要はないこととなります。

しかしながら、以前にも答弁いたしましたように、移転先となる団地によっては地理的に高台にあることや公的住宅では中層5階建てエレベータのない住棟がほとんどであることなどから、現在の吉田団地のように平坦な地形で低層住宅に住み慣れている高齢者の方などにとりましては、居住することは可能でも普段の日常生活に大きな支障があるものと考えております。

また、現状の慣れ親しんだコミュニティから新たな住宅団地に引っ越した場合の隣近所との人間関係なども、高齢者にとっては精神的に大きな負担となります。

その他、若年世代においても子どもの保育所や小・中学校の転校問題、民間住宅に住み替えた場合は家賃の急激な増加につながることもとなります。

これらのことを総合的に考えますと、建て替えに伴います他の公営住宅等の空き家への住み替えはハードルが高く、今後も慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

ただし、町の方針が最終決定された後には地元説明会を開催し、新しい団地の概要や家賃設定などの提示をした上で建替住宅への入居希望を全世帯個別に調査する予定ですが、その際、建て替え住宅以外の住宅を希望される方につきましては、可能な限りの対応を行ないたいと考えております。

また、先の3月議会においても答弁いたしておりますが、この吉田団地の建て替えに関しましては、すでに検討委員会の答申が出ており、膨大な事業費を要し将来的な町の財政への影響も懸念されるため、現在、事業実施に民間活力の導入調査や事業計画の再精査などを行ない可能な限りの事業費圧縮に向けた検討を行なっており、今年度内に最終的な結論が得られるよう進めてまいります。

次に、地元の農産物利用の6次産業について、のご質問にお答えいたします。

1点目の、ケーキ、クッキー、餅、弁当、おにぎり、調理パン、ピザ、キムチ、たくあん、ぬか漬、ジャム、黒にんにく等の製造や加工について、保健所の食品営業許可や届出が必要なものはどれですか、とのお尋ねですが、食品営業許可や届出については、食品衛生法及び福岡県食品取扱条例等で定められており、本町にお住まいの方は福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所が申請先となりますので、保健衛生課食品衛生係に確認をしましたところ、ひとくちに食品に関する営業と言いましても、飲食店等、製造業、処理業、販売業の区分ごとに、実に多くの業種に分かれており、「ケーキ、クッキー、餅、ピザ」であれば菓子製造業、「弁当、おにぎり、

調理パン」であれば飲食店営業に関する営業許可が必要であり、「キムチ、たくあん、ぬか漬」であれば漬物製造業に関する届出が必要になるとのことです。「ジャムや黒にんにく」であれば基本的には許可や届出は不要とのことです。

しかしながら、「ピザ」は菓子製造業に該当しますが、内容によっては飲食店営業に該当し、「餅」については「白餅」か「あん餅」かによって許可の要否が分かれ、「ジャム」に関しては容器の形状や密閉状態かどうか等の封入方法等によっても該当する業種が異なるなど、様々な食品について、状況によっては業種や許可の要否が変わってくるので、全ての業種について、事前に福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所との細かな相談が必要になるとのことでした。

2点目の、専用の施設は住居部分と完全に区画された専用製造施設が全て必要ですか。製造規模が少なければ家庭の台所で製造できますか、とのお尋ねですが、食品営業許可を取得するためには、営業許可を申請した業種ごとに、福岡県食品衛生法施行条例第3条に規定されています施設の構造や設備、器具、廃棄物処理に関する全業種に共通した基準並びに業種ごとに定められた特定基準の両方に適合した施設を整備する必要があります。この基準によって、住居部分と完全に区画された専用の製造施設、販売施設が必要となります。また、施設の基準につきまして、製造規模の大小による違いはありませんので、食品営業許可が必要な食品を、家庭の台所で製造するようなことはできません。しかし、「キムチ、たくあん、ぬか漬等」の漬物製造業に関しては、届出の内容によって届出を受け付けることができる場合もあるとのことですので、施設につきましても、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所への個別の事前相談が必要となります。

一方、容器包装に入れられた加工食品には必ず、正しい表示が必要です。とのお指摘は、平成27年4月に施行された食品表示法に基づくもので、「ジャムや黒にんにく等」の食品営業許可や届出が不要な加工品についても、容器包装に入れられたものについては、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、内容量又は固形量及び内容総量、栄養成分の量及び熱量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等の表示が必要になります。

また、食品衛生責任者の設置につきましても、食品営業許可を取得するためには、許可業種に応じた施設ごとに1人、食品衛生責任者養成講習会を受講した責任者の配置が必要となり、栄養士、調理師、製菓衛生師等の資格があれば、食品衛生責任者養成講習会の受講を免除することができるとするものです。

最後に、町民や農家が6次産業に繋がる商品創りができる小規模の製造所や加工所ができないでしょうか、とのお尋ねですが、ひとつの地域で生産・加工・販売までを一貫して行なう6次産業化の一番のメリットは地域の活性化であり、地元での雇用やブランド化にも繋がるもので、町の魅力を発信する上でも効果的な取り組みであると考えております。しかしながら、6次産業化の商品によって食品事故が起きるなど、食品衛生に関する規制は年々厳しくなっており、事業関係者の衛生や食品管理に対する知識の習得、一定の品質の保持、販路開拓や在庫リスクなどの課題も多いと言われております。

遠賀郡内においても、商工会や観光協会、農産物に関する協議会等を中心に、特産品の開発が進められていますが、町の施設として製造所等を整備しているところはないようで、食品営

業許可の必要な食品の製造や加工については、専門の事業者へ委託している場合が多いようです。

本町も昨年度より、国の交付金を活用し、農業事業者の皆様をはじめ、多くの方々のご協力のもと「水巻のでかにんにく」のブランディングを進めていますが、今年度につきましては、販売体制の確立や販路拡大に向けたプロモーション等も実施し、集荷施設や周遊拠点の整備にも着手いたしましたので、まずは重点的にこの取り組みを進めてまいります。

6次産業化のメリットは大きいものと考えておりますが、先ほど述べましたような課題の解決や取り組みを進めるための協議会等の体制整備を始め、施設基準を満たすための多額の建築費を要する加工施設等の整備につきましては、商工会や農業事業者、民間企業とも連携を取りながら、また、他の先進自治体の状況を参考にし、今後、検討してまいります。

最後に、4月から変わる年金、医療、介護、雇用、子育ての負担について、のご質問にお答えします。

はじめに、年金制度等の町民への周知についてですが、総務省が発表した対前年比0.1パーセントの物価指数の下落を受け、厚生労働省が平成29年1月27日に平成29年度の年金支給額を0.1パーセント引き下げることが報道機関に公表することにより、新聞等の様々なメディアが取り上げ、広く情報発信されております。また、日本年金機構では、6月15日の支給分から反映される4月分からの年金支給額の改定について、機構ホームページでの周知とともに、6月初旬に年金受給者に送付の「年金額改定通知書兼年金振込通知書」の中で受給者個別に対し、支給額が減額されている旨の周知を行なっています。

4月以降の年金保険料につきましては、1月の報道機関による情報発信をはじめ、日本年金機構が、ホームページでの周知とともに、3月末に加入者に対して送付されます納付書に平成29年度年金保険料の月額等の内容に関するチラシを同封しています。

本町では、毎月、広報紙において、各種手続きの方法をはじめ年金に関する身近な情報を発信しています。

引き続き、事業主体である日本年金機構と連携し、町のホームページや広報を通じて、年金に関する様々な情報を町民へ発信できるように取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療制度における保険料特例軽減についての周知についてですが、後期高齢者医療の保険料につきましては、ご指摘のとおり平成29年4月から保険料軽減率が変わっています。一定以上の年収がある方に年収に応じてご負担いただく所得割額は、平成28年度まで低所得者に対しては特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割の軽減となり、平成30年度には軽減がなくなります。

また、75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方の均等割は、平成28年度までは特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減、平成30年度には5割軽減、平成31年度からは資格取得後2年経過すると軽減がなくなります。

制度の周知につきましては、国がリーフレットを作成し4月に各市町村窓口配置するほか、厚生労働省のホームページで案内するなど国民全般に対する広報を行なっております。

被保険者に対する周知としましては、福岡県後期高齢者医療広域連合が、6月下旬に県内被保険者の全世帯にリーフレットを送付する予定です。また、町からも7月に全被保険者に郵送す

る保険料額決定通知書に保険料に関する案内文書を同封いたします。リーフレット等で分からない点などあれば、後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンターをはじめ、本町の住民課健康保険係でも対応しております。

次に介護保険等についての周知ですが、まず、介護保険料に関することは、介護保険広域連合本部から加入者に対して個人通知でお知らせをしています。また、24時間対応のサービス等、介護サービスに関する情報は、3年に1度、介護保険のパンフレットを全戸配布し、本町の担当課においても随時、啓発を実施しているところです。

次に、雇用についての周知ですが、今回の雇用保険法等の一部改正につきましては、所管しています厚生労働省、福岡県労働局、ハローワーク等におきまして、ホームページや各種リーフレットにより、事業主や従業員の方へ周知を行っており、本町においても、水巻町商工会が毎月発行しております会報誌において周知をしているところです。

雇用に関する制度改正等につきましては、今後も広報紙やチラシ、ポスター等を通して事業者や町民の皆さまに周知を図り、関係機関と連携していきたいと考えております。

次に子育てについての周知ですが、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、国民年金支給額と同様に、前年の全国消費者物価指数の実績値に合わせて手当額が改定されているため、平成29年4月からは、0.1パーセント引き下げとなりました。

児童扶養手当は、月額で児童一人あたり、4万2千290円で、これまでより40円減額となりました。

また、多子加算についても、第2子、第3子ともそれぞれ10円減額となり、第2子が9千990円、第3子が5千990円に改定されました。

同様に、特別児童扶養手当では、児童一人あたりの月額が、身体障害者手帳1級相当の重度障害児の場合、月額50円の減額で5万1千450円、身体障害者手帳2級相当の中度障害児の場合、月額30円減額の3万4千270円となりました。

新制度に移行した幼稚園や保育園の保育料については、幼児教育の段階的無償化の推進の取り組みとして、町民税非課税世帯では、第2子から無料となったほか、ひとり親世帯をはじめ、低所得者世帯の保護者負担を軽減するための軽減措置の拡充が図られています。

これらの周知については、ホームページや広報紙で周知するほか、窓口などでは、該当する一人ひとりに対して、また、各ご家庭の状況に合わせて、必要な情報をきめ細かく、よりわかりやすく説明していきます。

以上のように、各事業における負担や支援の改変につきましては、今後も事業主体をはじめ、関係機関と連携し、各種媒体を利用したきめ細かな周知と事業運営を遂行してまいります。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。古賀議員。

13番（古賀信行）

まずは、伊左座一丁目・二丁目の境界に有る点滅信号の3灯式の正規の信号設置についてですけれども、つい最近の事故は、5月26日の重大事故でした。黒いワンボックスとダンプが、

ダンプが黒いワンボックスに追突して、ワンボックスは見る影もなかったんです。ようあれで、死亡事故が出なかったと不思議なくらいです。まったくだから足回りは、前も後ろも車軸は曲がってしまって、まったく運行不能の状態でした。

私が言いたいのは、平成25年5月22日に死亡事故が起きた後、建設課の課長及び担当課の職員に努力していただいて、何とか事故がないような対策を取っていただいたんですけども、そして、青い線が、1.2メートルの青い線を道路にペンキ塗ってもらって、しばらくは事故が起きなくて、見通しがいいから事故が起きなかったんですけど、それから、最近になって、ばたばた事故が起きだして、非常に私自身も、そういう悩んでいるわけです。

ここは、やっぱり3灯式の正規の信号やないと、やっぱり重大事故は防げないと思うんです。警察が現地調査に来られたんですけど、あそこは信号機から5メートル以内に個人の家の車庫があるから、警察の方は、現地調査来られて、正規の信号つけられんとのことです。矢野町長時代に吉田西一丁目、現在、西一丁目にあるガソリンスタンドの北に2軒目3軒目の家を、矢野町長時代に立ち退かせたわけです。

それは、なぜそういう、私は記憶があります。矢野町長が県道拡幅に伴って、立ち退いてもらったという答弁、この議会で言われました。だから、そういうまだ矢野町長時代に立ち退かせた家の跡、まだ道路もできていません。そんな行政を水巻町は、やってきているのにですね、人が死んだ信号機の家につけられない理由である、そういうあそこの信号機の隣にある家の車庫をちょっと向こう側に、道路側に移動してもらおうとか、そういう方法もあると思うんです。

そういう点で、それで納得されれば、みずほ団地いっぱい空き家出てますから、矢野町長時代に行なわれた家の立ち退きに比べれば、そういうことをやっていますから、こういう、あそこは死亡事故起きていませんから、死亡事故が2件も起きているこういう信号のところには、そういうことを含めて、そういう車庫の移転か、または家の移転かを私は考えていますが、町長はどういうお考えかお聞きします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

1つは、やっぱり運転手の皆さんのマナーだと思います。今回の事故においても、やはりその大きな事故を引き起こした原因は、運転手の方のマナー違反でしょう。それが1つです。それから、今の3灯式、言われますが、私も折尾署と、前回もそうですが、今回も折尾署には、担当に行かせておりますが、私はあのおとき、現地調査をしたときに、その周辺の住民の方があそこに信号機がついたら困ると。自分の家の前にずっと車が並ぶじゃないかと。信号をつければいいというものじゃないと。そういう意見の住民の方もおるわけです。

だから、古賀議員が言われるように、ただ、その角の家を除けて作った方がいいんじゃないかという単純な問題じゃないと思っております。だから、今後も、今、担当課が折尾署と検討しておりますので、それをちょっと推移を見ながら、やっていきたいとは思いますが、今、現実的な話をして、古賀議員が今言われるように、他人の家を、車庫を除けたらいいんじゃないか

とか、そういうことが、現実の問題で、私は、難しいと思います。その角の方が自主的にされるならいいですけど、強制的に町がするというのは、まず難しいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

今、美浦町長、難しいと言われましたけれども、矢野町長時代に、吉田西一丁目の家を現に立ち退かせているわけです。だから、そういうふうに、過去のこともあるし、私は難しいこととは思いません。こればかりではなくて、水巻町は、過去、事故が起きたところ何軒か、私がある都度、建設課長及び担当の課長補佐に、現在課長さんになっていきますけど、そういう方に連絡して、やっぱりこんな道路事情ですね、危ないからということで、説明してきているわけです。

だから、そういう点で、総合的にそういう危険な信号、交差点は、今後検討する必要があるかと思いますが、それについては、どのようにお考えですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、1つは、唐ノ熊の橋に、信号機をつける予定にしております。それには、道路の改修が、いびつな形になっておりますので、今、交通課と、それから県土整備事務所の河川課と話をし、今年度に工事をいたしまして、信号機がつくような形状にいたします。

そして、それをすれば、折尾署の交通課が信号をつけると。早くて、平成30年3月末には、遅くても平成31年度にはですね、そういうふうに特に、今のみずほ団地もですけど、唐ノ熊の橋の、古賀議員がよく知っている、大きな事故が何度も起こっています。そこには、信号をつける今、努力と、見通しとしては、先ほど言いましたように、平成30年3月末、あるいは、平成31年早々にその道路整備ができましたら、信号機がつくというふうに言われています。

また、他にもいろいろあると思いますが、できるだけ信号機がつけられるようなところは、そのようにして、交通課と努力を、話をしまして、そして、努力していっている次第でございます。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

次に、町民憩いの場について、質問いたします。私は、5月、東北地方の5町村を回って、実際役場に行って、現村長、元町長、元村長、現町長に会って。まず役場に行って、私がする仕

事は、その町の予算書を見せていただくんです。その予算書を見たら、だいたいその町の行政は分かるんです。で、予算書を写していたら、ある町は、私に予算書をそっくりくれました。私は断りました。いりませんち。けど、予算書をいただくことができました。

私の町は、人口約2万9千人ですけど、岩手県に西和賀町ってあります。人口約6千人です。世帯数が約2千400世帯で、町の面積がめちゃくちゃ広いです。水巻町の58倍ぐらいあります。590平方キロメートルあります。私、町走りました。とにかく広いです。その割には人口が少ないです。高齢化率も44パーセントです。老人が半数以上いるんですよ。

そして、この町は、日本の歴史に残る有名な村長が生まれた町です。深澤晟雄村長が1960年、国や岩手県に逆らって、65歳以上の老人医療費を無料にした町です。町には、彼の立派な銅像が残っています。庁舎前にはですね。この町で、特に目を引いたのが、特別会計を調べたんです。

そしたら特別会計の中で、西和賀温泉事業という特別会計がありました。そして、この特別会計の年間の収支は、9千348万円です。そして、そのうち、一般会計からの繰り入れは、8千341万8千円です。私は、総務課の職員と話しました。これは、深澤晟雄さんが1962年に行なった老人医療無料化の遺志を引き継いでいるんですね。実質的に赤字なんですよ。一般会計から8千300万円も繰り入れているから。

けど、役場の担当職員が言われるには、これは老人の憩いの場と健康づくりのためにやっています。私もそれを聞いて嬉しかったんです。で、この町に入って、まず目につくのは、町立病院です。もうびっくりしたです。この病院の素晴らしさを。そして、私は、病院の事務局長に隅から隅まで案内してもらいました。そして、特に目を引いたのは、老人の予防医学ですね。

このためには、たくさんのそういう職員を配置して、またリハビリ施設、立派でびっくりしました。そんなふうにして、老人の健康と国民健康保険税や後期高齢者の税金を下げる努力をしています。

そして、しかも、国保加入者の税金は7段階から払うんですけど、下4段階の人は、月に500円払ったら、あとは町内の診療所にかかる人、そして、歯科診療の人を除いては、月に500円で済むって話聞いてびっくりしました。高額所得者も、2千円払ったら65歳以上は無料だそうです。本当、嬉しかったです。こういう住民に対する優しい政治を行なっていることを知って、私、本当、嬉しかったです。

そういう点で、水巻町も、やっぱり年寄りに健康づくりだけでなく、仕事を与えること。特に、私が今回の質問で言いたいのは、遠賀郡内で2番目に人口が多い水巻町で、こういう風呂付きの町民憩いの場所がないのは、水巻町だけです。で、町長は、今後どのようなスケジュールで、こういう町民憩いの場所を設置されるかお聞きいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、スケジュールと言われましたけど、まだまだ詰めるところはありますが、以前からこの

本会議場で何度も言うておりますように、水巻駅南口の町有地の2千坪、そこに民活を導入して、風呂やプールや健康器具などを完備したような施設を誘致したいと。そして、極力町民の皆さんにメリットが出るような、そして、健康づくりに推進できるような、そういう施設をしたいと。

いずれ、その時期が来ましたら、議会のほうにも、また政策会議にもかけなくてははいけませんので、少なくとも今のえぶり山荘が廃止になり、マリンテラスの代替案をしておりますが、これが決して良いというふうには思っておりません。

しかしながら、現実の問題といたしましては、その次の施設を誘致するまでには、今のマリンテラスの代替案でやっていきたい。そして、答弁もありましたように、その他には、福祉課がいろんな形で、住民サービスをやっていきたいと。福祉サービスをやっていきたいというふうに答えておりますので、施設に関しては、ここで明言をすることはできませんが、その方向で、今、水面下で進めているというふうにお答えをしたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

今、町長の答弁聞いて、プールやそういう浴場とか、言われましたけど、それ嬉しい。私、本当に嬉しく思いました。なぜかと言えば、私は、宮城県七ヶ浜町の公共施設を隅から隅まで全部見てきました。そして、嬉しかったのは、びっくりしたのは、福岡ドームみたいな大きさやないけど、そんな大きい立派な建物がまず目に入ったんです。町に入った途端に。それは、七ヶ浜町は、アクアリーナという施設なんです。この中には、プールも浴場もリラックスマーム、それに屋内のコート、野球場ぐらい広いコートもあります。何してもいいそうです。テニスやなんでも。私、びっくりしたんです。そして、また、利用料金の安さにびっくりしたんです。この町は、人口1万9千人、約2万人切れていますが、面積が水巻町よりちょっと2平方キロメートル広いぐらいですね。13.19平方キロメートルです。

これでびっくりしたのが、この会員になれば、町内の方は、年会費が5千250円、町外の方で、1万500円払えば、会館の利用が大人が1日210円ですね。そんなに安いんですよ。で、私びっくりしたんです。こういう施設を全国いろんな施設を作っていますけど、いろんな施設調べたけど、話すと長くなりますけど、こういう今、町長が言われましたけど、こういう施設作るにおいては、そういう担当課、町の執行部のほうがそういう見学をしていただきたいと思いますが、今後そういうふうにしていただきたいと思います。

それから、吉田団地の建て替えの中止についてですけど、町の答弁書にありますように、たくさん空き戸数があります。私も全国まわってびっくりしたんです。舞鶴市では、幽霊屋敷やないかと思ったこともあります。そういう空き家もありました。民間か公営か知りませんが、そういうのたくさん見てきたんです。

全国の首長さんも、空き家のアイデアに悩んでおられました。はっきり言いまして。で、空き家対策で。今の水巻のある議員さんたちは、建て替えを強く要求されていますけど、この私

が心配しているのは、吉田団地を建て替えた場合、10年先、20年先に、ほとんど空き家になると思うんですよ。あっこに住んでいる方を見れば。そういう点を考えれば、家はできたは、借金は残るは、こういう政治をしては、私はいけないと思うんです。

私の政治スローガンとしては、信条としては、後世に借金を残さないというのが、私の政治信条なんです。だから、こういう点には、再度、私は、吉田団地建て替え中止を求めますけど、何度もですけど、再度町長の答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

古賀議員が言われるのももっともな話でございますが、やはり今、確かに2025年問題として、超高齢化社会になります。そういう中で、何十億円も投資をして、町営住宅を建ててもいいんだらうかというような考えのご意見が多数寄せられております。その中で、金額は、一番問題なのは戸数の問題だと思っております。何戸建てるかによって、金額が変わってくると思います。その中で、やっぱり住み替えとか、いろんな努力をしなくてはいけないと思います。

最終的には、民間を利用したり、あるいは、今の既存の空き家を使用したり、民間のアパートを借り上げてやった方が安くつくこともあります。そういういろんな角度を変えて、もう一度この建て替え問題は、今、古賀議員が言われるように、水巻町の財政が硬直化になる可能性もあるかも分かりませんので、慎重にここは、私としては、やっていきたい。

だから、今後、やはり議会のほうも、賛成の方も反対の方も、またどちらかなと思われる方も思われると思いますので、議会のほうでも十二分に、特別委員会等を作っていただいて、執行部も資料をどんどん出して、また、案を提案していきたいというふうに思っております。そうして、行政と議会と、ある程度の一致を見たところで、最終的な決断を、私としてはしたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

地元農産物利用の6次産業についてですけど、これに関連してですけれども、私は、本会議及び文厚委員会でたびたび町のそういう産業、農産物とかのアピールが乏しいじゃないかと、たびたび指摘しました。私が言ってからだいぶなりますけれども、水巻町役場の玄関に、でかにんにくを置いておりません。遠賀町は、なたね油とか、米とか、酒とか置いているんですよ。遠賀町だけやありません。たくさん町の村には、そういう田舎行ったら置いています。そういう点で、これは産業環境課長の責任になると思いますけれども、そういうことは、早急にやってほしいと思います。担当課長はどういうお考えですか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

産業環境課長（増田浩司）

ご質問にお答えいたします。でかにんにく等、今取り組んでいる分につきましては、今いろんなアプローチの形を、プロモーションにつきましても検討しておりますけれども、今の議員のご意見につきましても、担当課でも検討をしてみたいです。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

まあ検討しています。検討して今までもう 2 年近く経ちましたけれども、そういうでかにんにくを置くとか、お米を置くとか、簡単にできることですよ。それは、あなたの姿勢の問題だと思うんです。その点どうですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

古賀議員ですね、今ようやく水巻町も、水巻町をアピールするために、シティプロモーションを作って、やっと一歩で出したところでございます。そして、ふるさと納税の件につきましても、そういう商品開発においても、いろいろと今考えております。

だから、そういうものが出揃って、町の玄関に置いたり、やはりただ単発的に、でかにんにくを置いたらいいというもんじゃなくて、1つの水巻町はこうしてアピールするようなものを、玄関口に置いて、今、周遊拠点づくりも進めておりますし、今からですね。確かに 2 年、長いじゃないかと、何してるんだというご意見は、しっかりと反省して受け止めますけど、これからもっともっと、今、古賀議員が言われるように、水巻町をいろんな形で、でかにんにくだけでなく、アピールしていきたいと思っておりますので、少しの時間を貸していただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

12 番（津田敏文）

再質問をさせていただきます。地元の農産物利用の 6 次事業について、お尋ねいたします。

町の施設として、製造業等を整備しているところは無いようで、食品営業許可の必要な食品製造や加工については、専用の事業者に委託している場合が多いようですとのお答えですが、

専業の製造や加工業者に任せるのも1つのやり方でしょう。最初に発言しましたとおり、6次産業は、1次（生産）×2次（製造・加工）×3次の6次で、農林漁業者が主体となって、自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取り組みや、新しい販売ルートで、直接消費者に販売するなどによる、新たな販路を開発していく取り組みですと、福岡県は言っています。

6次産業化の取り組みは、専業者に任せるのとは違うと思います。できれば、商工会が窓口で、施設等に町が助成して進めていくことも、取り組みの1つと考えます。また、農産物利用の6次産業化について、福岡県の設備助成はないのですか。お答え願います。

議 長（白石雄二）

課長。

産業環境課長（増田浩司）

ご質問にお答えいたします。まず最初に補助金についてでございますけれども、この6次産業化につきましての施設整備等、ソフト、ハード含めてでございますけれども、補助金といたしましては、6次産業化ネットワーク活動交付金というものがございます。こちらの交付金につきましては、農山漁村の所得、雇用の増大、地域活力の向上を図るために、多様な事業者のネットワークを構築して取り組む新商品の開発や販路開拓、農林水産加工物販売施設の整備等を支援するために、平成25年度に創設されたものでございます。

この中に、国から認定を受けました協議会等が6次産業化ネットワークを構築して取り組み、プロジェクトの中で、必要となります加工施設、機械等について支援する事業がございます。こちらにつきましては、補助率が10分の3以内、上限1億円となっておりますけれども、事業計画の実現性など、認定につきましては、多岐にわたる検討と事業化のスキームが必要となっております。

また、今後の様々な6次化の取り組みなんですけれども、答弁書でも述べておりますように、この6次産業化につきましては、地域の活性化という部分におきまして、非常に大きなメリットがあるというふうには、認識しておりますけれども、農業者の方などから農作物を持ち込み、それを加工、製造、販売を行なう、6次産業化に繋がる商品づくりを行なっていくためには、衛生管理を徹底した施設整備だけではなくて、どのような人たちが、原材料を持ち込み、加工調理し、その商品を宣伝販売していくのか、その仕組みづくりのための計画や体制といった組織づくりというものが必要になってくると考えております。

どのような関係者で構成し、食品衛生責任者の配置も含め、食品衛生リスク管理に対して責任を持っていくこととなりますので、今後も、他の先進事例を参考にしながら、検討したいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

暫時、休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

議 長（白石雄二）

全員お揃いですので、再開いたします。2 番、近藤議員。

14 番（近藤進也）

14 番、近藤です。只今から質問に入らせていただきます。

まず初めに、いつもそうなのですが、あらかじめ申し上げさせていただきます。今回の答弁書から伺えるのは、事を曖昧にして無駄な時間だけを費やしてしまいかねません。恐らく再質問ができないかも知れませんので、できましたら町長にはもう少し謙虚に、そして真摯に受けとめていただきたいと思います。問題の本質から逃げないで、質問に適切に答えていただき、再質問の時間が割り当てられるよう要望して、質問にうつらせていただきます。

質問事項は、霊園業者が前水巻町議の水巻町長を刑事告訴について、お尋ねします。質問の要旨は、昨年 3 月に一般質問しましたが、納得のいく回答を得られませんでしたので、再度質問いたします。

2013 年 10 月 15 日、公園墓地を運営する霊園業者が水巻町議 6 名を相手取り、虚偽告発の罪で折尾署に告発状を提出されたことについて伺います。

霊園業者の訴えには、告訴の理由に、水巻町における政争を背景に、意図的に告訴人を虚偽の犯罪事実で告発したとされており、水巻町議らが企てた政争に巻き込まれた旨を主張しています。

小倉検察庁の判断によりますと、町議 9 名が不動産侵奪で霊園開発業者を告発したのですが、告発に至る証拠が不十分であるとして、不動産侵奪の事実には当たらないというものでした。こうした司法の判断が下ったにも関わらず、あなたはこの決定に不満を持ち、告発した町議だったあなたは、そしてその仲間は、議会質問で執拗に霊園問題を取り上げていたことから、霊園業者は告訴状提出に至ったそうです。

そこで、以前このような質問を行なった際、美浦町長は他の議員の連名は、共通認識にたつての行動であったと思っている、と答弁されました。その一方で、当時町議だった方から、あなたが首謀して虚偽告発を行なったという疑惑の声もあり、相手方からもすでにその情報が寄せられております。その内容からして、まさに疑惑に満ちた、嘘と偽りの態度が見てとれると思います。

私はあなたがこの霊園開発問題について、いつ真相究明を行なうのか、いつになったら決着し、全容が明らかにされるのか。議会や町民の皆さんに正直に報告される日を、楽しみに待っております。しかしその可能性はないようですから、ここでその証言記録の一部を読み上げます。

今回の告発は、当時町議だった美浦氏から告発の呼びかけがあり、それに応じたものです。不動産侵奪とは言えないことは、最初からわかっておりましたので、開発業者には大変申し訳ないことをしたと思っています。

更に、我々は美浦氏の呼びかけというか、企てに応じたもので、当初の目論見は結局失敗に

終わったのです、というようなことが書かれてあります。

そこでお尋ねします。あなたの目論見は失敗に終わったという、その目論見とはいったい何ですか。なぜ、そのような企てや告発を行なったのか、率直にお答えください。

当時、検察庁に呼ばれた町職員は、霊園開発の造成を知らながら、業者への指導、監督を怠っていたことが発覚し、検察庁からも職務怠慢だったことを指摘されました。当事者である職員も職務怠慢を自ら認めておりますことは、町長の命令なくして総務課長が当然の義務として調査したものです。開発業者からは100条委員会でも何でも呼んでくれたら、いつでも証言に立つと言っています。

これらの事実を踏まえて、迷惑をかけた相手にきちんと謝罪するなどして、町長として今後、どのような責任と義務を果たされるかお尋ねします。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、霊園業者が水巻町議6名を相手取り、虚偽告発の罪で折尾署に告訴した、霊園業者の訴えには、「告訴の理由」に「水巻町における政争を背景に、意図的に告訴人を虚偽の犯罪事実で告発した」とされており、水巻町議が企てた政争に巻き込まれた旨を主張しています、とあります。

あなたがどのようにして霊園業者の主張を知りえたのかは分かりませんが、この件については、私と顧問弁護士との協議の中で、「霊園業者が、折尾警察署に提出した町議会議員6人に対する告訴状を、平成27年2月に取り下げました。」という報告を受けておりますので、告訴状が提出され、その後、取下げがあったのであろうということは認識していますが、告訴状の内容については、知る由もありません。

また告訴状が、2013年10月15日に提出され、警察署で正式に受理されているのであれば、告訴された当時の町議6人は、警察から何らかの事情を聞かれたりするのではないかと思います。現在のところ、私に対してはそのような警察からの連絡はあっておりませんので、告訴された6人の中に私が含まれているのかどうか、あるいは、告訴状自体の受理について、私の知るところではありません。

次に、当初、告発した町議9人の中に、私は含まれておりますが、誰かが募ったのではなく、共通認識に立った議員で協議して、提出したと記憶しておりますと答弁いたしました。

私が首謀して、虚偽告発を行なった、ということはありませんし、疑惑に満ちた嘘と偽りの態度とは、何が嘘で、どの態度が偽りなのか分かりません。

通告書の内容は、近藤議員しか知りえない、近藤議員しか理解できない証言ばかりで、どのような答弁をすれば良いのか大変苦慮いたしました。

私は、この件に関する一般質問については、福岡県警の押収した書類を含め、関係書類を一つひとつ確認したうえで答弁してまいりました。

それでも近藤議員、あなたは、いまだに、私がいつ真相究明を行なうのか、いつになったら

議会や町民の皆様は正直に報告してくれるのかと言われていますが、今まで既に何回も説明や報告は、あなたと違って包み隠さず行なっております。

しかし、あなたが報告していないと言われますので、議員の皆様、町民の皆様、そして近藤議員へ、「ぼた山問題」を仮定や空想ではなく真実の経過だけを再度ご報告させていただきます。

まず、この問題が議会の文厚産建委員会に上がったのが、あなたが町長時代の平成 22 年 11 月 2 日です。内容は福岡県警が霊園の経営者を都市計画法違反と不動産侵奪容疑で 10 月 20 日に水巻町役場を家宅捜索したことで、マスコミ、新聞等で大きく報道されました。

それを受け、この「ぼた山開発」について翌月の 11 月 2 日、文厚産建委員会において執行部より説明がなされました。

委員の方からの「議会に一回も、経過報告もない」との質問に対し、当時町長の近藤議員は、「今回の事件について非常に驚きを隠せません。新聞を見て今回驚いたわけで、捜査当局が入ってきたのも寝耳に水で、こういった問題が残っていたら当然私も報告できたと思います」と答弁されています。

しかし、「西日本新聞には、6 月に杭打ちして測量などもしていると掲載されている」との委員の質問に、近藤議員は、「私はこのことは新聞で知ったものです」と、最初の委員会で、このように嘘、偽りの発言を堂々と繰り返しているのです。

また、何も知らない、寝耳に水と言いながら、6 月に「警告書」を出したのではないのですかと尋ねられたら、あなたは「警告書ではなく申し入れ書です。」と、何も知らないと言ったはずなのに答えられました。

まさに、その場しのぎの嘘、偽りの答弁を繰り返されたのは近藤議員のほうでした。

このようなことを繰り返して、4 年間の近藤町政が幕を閉じるわけですが、この「ぼた山問題」は、そもそも当時の町長であった近藤議員が、町の財産を一番に守らなくてはならないという責任感の欠如が原因だったと言わざるを得ません。

だからこそ、あなたに代わり 9 人の町議会議員は告発という行動で町の財産を守ろうとしたのです。

次に、ご質問の 1 点目の、貴殿の目論見は失敗に終わったという、その目論見とは一体何ですか、とのお尋ねですが、「目論見があったと証言記録にある」とのことですが、その証言記録とは、誰が誰に対して証言したものなのか、いつ、どのような内容の証言があったのか、詳細が全く分かりません。もちろん、私が発言したものでもありませんので、このようなあまりに不確定な情報に対する答弁はできません。

次に 2 点目の、何故、そのような企てや告発を行なったのか率直にお答えください、とのお尋ねですが、「そのような企て」についても、内容が不明ですので答弁ができません。また、告発を行なった理由については、先ほども述べましたように、町有地が侵奪されている状況であると思われましたので、近藤前町長の不作為を見かねて、共通認識に立った議員にて行動を起こしたものです。

証言記録という不確かな文書をどなたが持ち出したのかはわかりませんが、いかにも私が己の利益のために画策したかのように思わせる悪意のある発言については、一つひとつ否定していく覚悟です。

最後に3点目の、貴殿は町長として今後どのような責任と義務を果たされますか、とのお尋ねですが、すでに開発者との合意は終わり、協議書を交わしておりますので、この問題に関しましては、私の責任と義務は果たしたと考えています。

また、当時、検察庁に呼ばれた職員は職務怠慢を自ら認めていますとありますが、当時の責任者は私ではなく、近藤議員、町長であったあなたです。

当時のことについては、あなたが責任を負う立場にあったはずです。

当時、私が町長だったならば、この問題だけではなく、すべての職務において、仮に職員の職務怠慢が確認されたときは、法令等の規定に従い、適切な対応を行なっていたらと思います。

さらに、職務怠慢を見逃した町長の責任からは、逃げることはできないので、自らがきちんと説明することはもちろん、職員だけに責任を負わせることをせず、最後まで町長としての責任を果たしていたと思います。

また、町長一人ができることには限りがありますので、日頃から、職員との対話を持って、スムーズな意思疎通ができる環境を整えることが重要だと思います。

そうすることで、職員の多くは、日々の業務に対し、より一層、力を発揮できるようになると思いますし、普段、町長が気づかない些細なことや現場の声を知ることが出来ると思います。

また、町長が、職員の一人ひとりを十分に知り、信頼を置くことで、職員も安心して業務を行なうことができます。

この一連のボタ山問題についても、あなたがそういったことを怠ってきたことの積み重ねが、大きく響いているのかもしれませんが。

本来、この職員も職務を怠慢するようなことはなく、当時の近藤町政の風通しの悪さから、報告の一部が遅れたものであり、そこを指摘・追及され、結果的に本人が認めたものであると理解しています。

しかし、私が町長になってからは、これまでのボタ山問題に関する経過を整理し、現状と照らし合わせ、職員と一丸となって解決に努めてまいりました。

あなたが町長時代に、「開発者と協議をもってこの問題を解決していきます」と覚書を交わしています。

そのことを私が町長になってからも、行政の継続性の観点から引き続き、顧問弁護士と相談しながら相手側と協議をしてきました。

随分と長く時間はかかりましたが、境界確定協議書の締結をいたしました。

当時の覚書のとおり、本町が主張する警察が復元した境界において、境界杭を設置することになり、境界確定をいたしました。

その後、土地の買受に関する合意書を交わしており、相手方の使用したい部分について、双方で協議し、およそ25平方メートルについて売買することで合意に至っております。

現在は、分筆作業が終わり、売買契約に向け、必要な書類を取り揃えているところです。

今後は、分筆部分の登記完了後、売却契約を締結し、登記移転を行なう方向で作業を進めております。

すべてが完了いたしましたら、あらためて報告させていただきます。

ようやく最終段階まで来たとの実感であります。

この問題を完全解決することが、責任者である町長の責務であると考えますし、途中で投げ出すことなく、最後まで職務を全うできれば、多くの町民が抱いた町行政への不信感を払しょくすることになるのではないかと考えています。以上です。

議 長（白石雄二）

近藤議員のほうから、再質問をしないということで申し出がございましたので、これを持ちまして終わりたいと思います。

[「議長。一言言って終わりますと言っていましたので。答弁を求めませんので。一言。」と発言する者あり。]

14 番（近藤進也）

近藤です。皆さん、今、お聞きになって分かりますように、かつて彼が議員のときにですね、私に迫っていたことを、今すべて否定をして、そして私が町長になれば、さも片付いたことのように言っていますが、私がとってきた手続きとまったく同じことを、あなたはやっているんです。

そして私の先ほどの証言は、すべて当事者に確認をしましたし、そして弁護士のほうと話し合った、もう辞められておりませんが、元議員さん。そういう方々から、証言を求めてきたんです。

あなたは何ら、真相解明をやっていることもなく、職員に顛末書を書かせて、事の時系列ごとに、私は何度もその書類を出しなさいと言ってきました。すべて、事が明らかになるのを恐れているのは、あなただと思いませんか。

ですから、そのことをあえて答弁は求めませんが、いつも時間の配分が気になってですね、質問は短くしております。今後はもう少し最初、冒頭で申し上げたように、真摯に答えていただきたい。そして、関係者に謝罪していただきたい。あなたが巻き込んだ議員さん、そして職員、そしてその新聞社も含めて、私は当日あなたが警察を呼んで、新聞社を呼んだときから廊下で新聞記者と一緒に立ち聞きしていたんです。

だから、あなたの新聞発表、告発のときからすべてを知るものとして、あなたに苦言を呈してきているんですから。もう少し真摯に受け止めて、もう少し早く、まあこのことは早く終わろうよというような、歩み寄りがあってもよさそうなもんですよ。でも、だから私は、あなたに真相究明を突きつけるんです。

その関係者の議員も、真相究明を迫って来た議員がおりますよ。そしておまけに新しい風か何か分かりませんが、その印刷物を図書館の裏で刷って、そしてその当時の担当課長、その方も職務上ですよ、職務上、1万冊からのチラシをそこで刷って、公金の横領です、これは。そういうことも雑費で領収書切っているから、何の領収書か分からなかったんです。その当時の会計課長はおりますけどね。私がこれ何のお金だと言ったら、印刷費なんでしょうけど、それは現場で確認したにも関わらず、あなたはこの印刷費はごまかそうとしたんでしょうね。職員も

あなたの肩を持っているせいか知りませんが、雑費ということで、その領収書が何のことか分からない、支出も分からない。それがたびたび、図書館の裏で印刷機を使って、職員が刷っていました。原稿を見ても、今回の答弁書見ても誰が書いたかも分かるんです。そういうことの策を練らないで、正直にあなたが町長なんですから。何もあなたの鬼の首を取ろうなんて思っていませんよ。ですから、もう少し町長としての振る舞い、そしてこれまでのやってきたことを振り返って、そして真摯に対応していただきたいということのお願いでございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。答弁はいりませんので、これで終わります。

議 長（白石雄二）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 34 分 散会